

○熊本県大規模土地取引事前指導要綱

(昭和 50 年 2 月 15 日告示第 141 号の 2)

改正 平成 9 年 3 月 31 日告示第 229 号 平成 10 年 8 月 28 日告示第 553 号
平成 21 年 1 月 23 日告示第 43 号 平成 26 年 4 月 8 日告示第 383 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大規模な土地取引等を行う者が国土利用計画法(昭和 4 9 年法律第 9 2 号。以下「法」という。)第 2 3 条第 1 項又は第 2 7 条の 4 第 1 項の規定による届出に先立って当該届出に関する指導を希望する場合に、当該者に対して必要な指導を行うことにより、当該届出の審査の円滑化及び当該者の利便を図ることを目的とする。

(要綱の対象となる者等)

第 2 条 この要綱の対象となる者は、土地の形質の変更を必要とする土地(都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 7 条に規定する市街化区域内の土地及び同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内の土地を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「対象土地」という。)について法第 2 3 条第 1 項又は第 2 7 条の 4 第 1 項の規定による届出を行わなければならない者とする。

- (1) 面積が 5 ヘクタール以上の土地
- (2) 2 ヘクタール以上の農地(所管行政庁から転用許可の見込みがある旨の文書が発されているものを除く。)を含む土地
- (3) 自然公園法(昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号)に規定する国立公園若しくは国定公園の特別地域内の土地又は熊本県立自然公園条例(昭和 3 3 年熊本県条例 4 5 号)に規定する県立自然公園の特別地域内の土地を含む土地
- (4) 自然環境保全法(昭和 4 7 年法律第 8 5 号)に規定する自然環境保全地域内の土地又は熊本県自然環境保全条例(昭和 4 8 年熊本県条例第 5 0 号)に規定する自然環境保全地域内の土地を含む土地

(事前指導申出書等の提出)

第 3 条 知事は、前条の届出の前に知事の指導を希望する旨の意思の表明があつたときは、当該表明を行った者(以下「指導希望者」という。)に対し、対象土地が、法第 2 3 条第 1 項の規定による届出を要する土地である場合にあつては対象土地の売買等の契約の締結の前に、法第 2 7 条の 4 第 1 項の規定による届出を要する土地である場合にあつては当該届出の前に、事前指導申出書(別記様式)及び別表に掲げる図書を提出するよう求めるものとする。

(市町村長からの意見聴取)

第 4 条 知事は、前条の事前指導申出書が提出されたときは、指導希望者に係る対象土地が所在する市町村(対象土地が 2 以上の市町村にわたり所在する場合は、所在する全

ての市町村)の長に対し、当該対象土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用の観点からの意見を求めるものとする。

(指導)

第5条 知事は、前条の規定による当該市町村の長の意見を踏まえ、指導希望者に対し速やかに所要の指導を行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、前条の指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年2月15日から施行する。
- 2 熊本県大規模開発行為指導要綱(昭和48年熊本県告示第207号。)は、廃止する。

附 則(平成9年3月31日告示第229号)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に行われた事前指導申出であって所要の指導が終了していないものについては、なお従前の例による。

附 則(平成10年8月28日告示第553号)

- 1 この要綱は、平成10年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に行われた事前指導申出であって所要の指導が終了していないものについては、なお従前の例による。

附 則(平成21年1月23日告示第43号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年4月8日告示第383号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県大規模土地取引事前指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われる事前指導の申出について適用し、同日前に行われた事前指導の申出についてはなお従前の例による。

別表

1 事前指導申出書に添付する図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 位置図(縮尺 50,000 分の 1 以上)
- (3) 土地利用現況図(縮尺 500 分の 1～縮尺 2,500 分の 1)
- (4) 土地利用計画図(縮尺 500 分の 1～縮尺 2,500 分の 1。施設配置のほか現存植生保存地域及び緑化計画地域を明示すること。)
- (5) 防災計画及び集排水系統図(縮尺 500 分の 1～縮尺 2,500 分の 1)
- (6) 寄せ字絵図
- (7) 申出者の経歴書(申出者が法人である場合は法人の概要を説明するパンフレット又は定款等)

2 前項第 1 号の事業計画書には、次の事項のうち該当するものを記載するものとする。ただし、法第 23 条の規定に基づく事前指導申出書の場合には、1 号のロ及びハの記載は不要とする。

- (1) 計画事業の概要
 - ア 事業内容
 - イ 建設費内訳
 - ウ 立木、うわ物等の補償予定価格
 - エ 規制法令等による地域指定の状況及びその面積
- (2) 道路計画の概要(進入路、幹支線道路の巾員、構造、規模等について記載すること。)
- (3) 用水計画の概要
 - ア 取水、給水の方法
 - イ 給水対象人口及び給水量
- (4) 排水計画の概要(集水排水系統浄化方法管理体制排水水質等について記載すること。)
- (5) 防災計画の概要(防災施設の種類及び規模、構造等について記載すること。)
- (6) 公害防止計画の概要
公害防止の方法(廃棄物の処理を含む。)
- (7) 自然環境保全の概要
 - ア 保全緑地計画及び植栽計画
 - イ 土地の形質変更に関する計画
- (8) 公共施設又は公益的施設の整備予定の概要(施設名、規模等について記載すること。)
- (9) その他必要な事項

別記様式(第3条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">事前指導申出書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(熊本県知事宛て)</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申出者</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">住所(所在地)</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">氏名(名称) (印)</p> <p style="margin: 10px 0;">熊本県大規模土地取引事前指導要綱第3条の規定により、事前指導申出書を提出 します。</p>									
土地の利用 目 的									
所 在 地									
面 積 単位：ha	総面積	田	普通畑	樹園地	採草放牧地 うち改良草地	山林	原野	宅地	池沼 その他
	(・)	()	()	()	()	()	()	()	()
取得しようとする 権 利									
対価として予定し て いる 価 格 (円) (10a当たり)	田				円 ～			円	
	畑				円 ～			円	
	山林				円 ～			円	
	宅地				円 ～			円	
	その他				円 ～			円	
連 絡 先	住所								
	氏名					電 話			